

5月は消費者月間です



伊勢市消費生活センター〔市役所本庁舎東館・3階〕(☎21-5717 FAX 22-5014)

相談日時 月～金曜日、9:00～12:00・13:00～16:00(祝日・年末年始を除く)

毎年5月は国が定めた全国一斉の「消費者月間」です。

消費者・事業者・行政が一体となって、消費生活に関する啓発・教育の取り組みを5月に集中的に行っています。

令和3年度「消費者月間」の統一テーマ 「消費」で築く新しい日常

新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、マスクを始めとする生活用品の買い占めが発生したのは記憶に新しいところです。また、間違っとうわざや心理的に不安定な状態となっている消費者に付け込む悪質商法などで、合理的でない消費行動や新たな被害が発生しています。このような状況の中で、「今だけ」「自分だけよければ」という消費行動を控え、自分のことだけでなく社会全体のことを考えた消費行動が求められています。

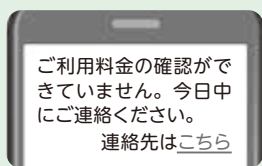
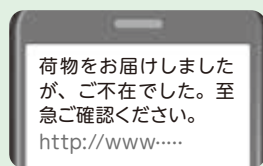
この機会に消費者一人一人が「新しい日常」において、より良い生活を送ることができるように、日頃の消費のあり方を見直してみましょう。

消費生活センターをご存じですか？

伊勢市消費生活センターは市民の皆さんの安全・安心な消費生活のための相談窓口です。消費者と事業者の間で起きたトラブルについて、解決のための助言や情報提供のほか、必要に応じてあっせんを行っています。相談内容は契約トラブル、製品・サービスに関する苦情、製品事故、多重債務相談など多岐にわたります。

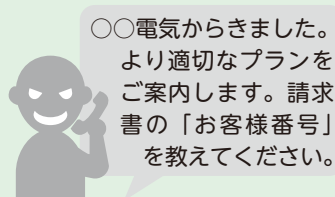
消費者トラブル事例

①身に覚えのないメールが届いた！



解説 電話番号で送受信するサービスで「080」「090」で始まる11桁の数字を組み合わせればどの番号にでも送信できます。届いたからといって個人情報が知られているわけではありません。相手に連絡をすればお金を要求されたり、個人情報を知られたりします。無視しましょう。

②大手電力会社のプランの変更の電話だと思っていたが、全く別会社の契約になっていた



言われたまま申し込み…

別契約も付いて高額になった。どうしよう…



解説 相手の会社や契約内容をよく確認しましょう。電話勧誘販売の場合、契約書を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフ(契約の解除)ができます。

一人で悩まず相談を

その他にもたくさんの消費者トラブルが起きています。そのような消費者トラブルを防止するために、同センターではトラブル情報の集約と行政による正確な情報発信などの取り組みを行っています。困ったときや分からないことがあるときは、一人で悩まず気軽に相談してください。

